

総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例(平成29年総社市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難生活支援金)

第2条 条例第4条の規則で定める避難生活支援金の支給額等は、次のとおりとする。

(1) 支給対象者 被災者のうち、空き家等への入居に係る契約を締結するもの(以下「空き家等契約者」という。)

(2) 支給額 空き家等契約者1人当たり10万円

(3) 支給回数 1回限り

2 前項に規定する空き家等契約者が、同一契約内で、複数の空き家等の契約を締結する場合には、空き家等ごとに支給することができるものとする。

(その他の支援)

第3条 条例第5条に規定する支援は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる各種支援金の支給

(2) その他市長が必要と認める支援

(支給申請)

第4条 第2条に規定する避難生活支援金及び第3条に規定する各種支援金(以下「被災者支援金」という。)の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の適否を決定の上、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第6条 前条の規定による支給決定通知を受けた者が、被災者支援金の請求をしたときは、市長は、速やかに被災者支援金を支払うものとする。

(被災者支援金の返還等)

第7条 市長は、被災者支援金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に支給した被災者支援金の返還を命ずるものとする。

(1) 第3条に規定する支援の要件に該当しなくなったとき。

(2) 受給者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、受給者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、返還させる被災者支援金の額を減免することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	対象者	要 件	支給額	支給期間	限度額
家賃支援金	空き家等契約者	—	月額家賃	3箇月	空き家等ごとに、1箇月5万円を限度とする。
新築又は購入支援金	自己の居住の目的で、市内において住宅を新築し、又は購入する被災者	5年を超える期間継続して本市に住所を有し、かつ、当該住所を生活の本拠とすること、又はその見込みがあること（以下「定住」という。）	新築又は購入により市が課税する固定資産税に相当する額（住宅については、居住専用部分に限る。）	5年	年6万円（ただし、義務教育終了前の子どもがいる間は、12万円を限度とする。）
生活環境整備支援金	同上	同上	水道設備、下水設備（浄化槽は除く。）及び生活環境設備（動産を除く。）に係る経費並びに住宅の片付けに要する経費	1回限り	30万円
	定住を目的とする被災者に対し、自己の所有する一戸建て住宅を賃貸するもの	定住を目的とする被災者と賃貸借契約を締結すること			
定住支援金	自己の居住の目的で、市内において住宅を新築し、購入し、又は一戸建て住宅を賃借する被災者	定住	10万円	1回限り	—